

特定機能病院承認要件の見直しに関する考え方

平成 25 年 6 月 28 日
公益社団法人日本歯科医師会

特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を行う 3 つの機能を一体として有することが必要であり、また、多分野にわたる総合的な対応能力を有しつつ専門性の高い医療を提供することが必要であるため、特定機能病院としての「質」を継続的に確保する必要があることから、その承認要件の見直しについて、本検討会において検討が重なられてきた。

その中で、前回第 6 回本検討会（平成 25 年 5 月 30 日開催）において、現在「16 の診療科のうち 10 以上を標榜することが承認要件とされている」件について、「16 全てを標榜することを必須とする」改正案が提案された。総合的な診療能力を求められる見地から質の向上を担保するものと思われる。また、現在 84 ある特定機能病院においては 16 以上の診療科を標榜するなど、鋭意の取り組みがなされている。

しかし、「歯科については、標榜していない場合や、病院と同一系列の歯科病院と連携して対応している場合があるが、どのように取り扱うべきか。」併せて提案されたが、チーム医療における歯科の役割、糖尿病患者やがん患者に対する歯科介入の重要性、さらに周術期口腔機能管理の導入など、特定機能病院における歯科の役割は重要になると思われる、さらに今回の標榜科の論点においては、16 全ての診療科を標榜し総合的な診療能力の推進を図るものであって、歯科単科を議論の対象とすべきではない。

これらのことを鑑み、歯科標榜に関してのみ、現状を考慮し、承認要件緩和の対象とすることは本来の承認要件見直しの観点から逸脱するものであり、16 全てを標榜することを承認要件とすることを要望する。

なお、現在、歯科を標榜していない特定機能病院においては、要件見直しの経過措置をもって対応すべきであると併せて考えるものである。